

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成24年度 包括外部監査分		(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (25年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>II-9. 下水道使用料 ア 指摘 (報告書77ページ) イ 意見 (報告書77ページ)</p>	<p>ア 指摘 使用料の減免については、長野市公共下水道条例第24条の2に規定する所である。運用については災害に関する減免については「災害に伴う避難者の水道料金等の免除に関する取扱要領」や「激甚災害等に伴う避難者の水道料金等免除に関する取扱要領」に定められた手順に従って実施されている。一方、生活保護世帯の下水道使用料の減免については、下水道使用料減免申請書と生活保護受給証明書の確認により実施されていた。 他の減免の取り扱いと同様に取扱要綱等を定め目的、免除の対象者、免除額、免除申請、免除期間を明確にすべきである。</p> <p>イ 意見 生活保護世帯の水道料については減免の実施はされていない。生活保護世帯の減免については各市で取扱いは様々である。下水道使用料については、生活保護世帯の生活扶助、第2類費に含まれ支給される考え方もあり、下水道使用料の減免措置が講じられていない市町村も見受けられるため、公平性の観点から生活保護世帯の減免の運用について検討の余地がある。</p>	<p>生活保護世帯に対する下水道使用料の減免については、昭和62年4月から福祉増進を目的として実施しており、減免に伴う使用料の減収分は、一般会計繰入金で措置されている。 今後の減免の運用については、監査人の意見を踏まえ、関係部局と協議しながら検討する。 その結果、制度を継続する場合は、取扱要綱等が未整備であることから、目的等を明確にするため要領を定める。</p>	<p>長野市の下水道使用料は、1か月当たりの一般家庭の使用料が水量によっては中核市の中で最も高く、減免を廃止した場合、対象世帯の家計へ大きな影響を与えることから、保健福祉部と検討した結果、生活保護等世帯の下水道使用料の減免を当面行うこととした。令和3年度に「生活保護法による受給者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付者を対象とした下水道使用料等の免除に関する取扱要領」を定め、生活保護等減免の目的、免除の対象者、免除額、免除申請、免除期間を明確にして、適正な賦課徴収を行った。</p>	<p>営業課</p>